

千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正に係る対応方針（案）について

1. 国の動き

環境省は、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある等の状況を踏まえ、環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業に太陽電池発電所の設置の工事の事業及び変更の工事の事業を追加することとした。
（令和元年7月5日公布、令和2年4月1日施行。）

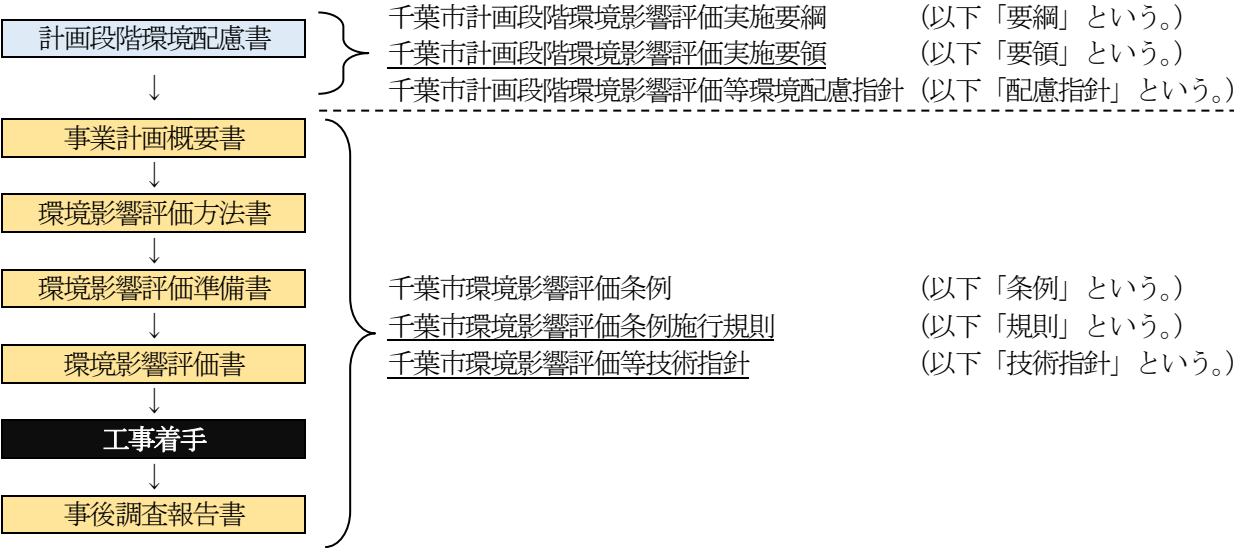
また、経済産業省は、「発電所アセス省令」を改正し、太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目、並びに調査、予測及び評価の手法等を新たに定めた。
（令和2年3月18日公布、令和2年4月1日施行。）

発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

2. 市の対応について

千葉市環境影響評価条例は、法の対象とならない種類・規模の事業について環境影響評価手続を定めるほか、法対象事業についても事後調査報告書の送付など独自の手続を定めている。
今回の政令改正の趣旨を踏まえ、条例対象事業に太陽電池発電所の設置の工事の事業等を追加することとし、千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正を行う。

参考：千葉市の環境影響評価手続きと適用条例等（下線部は今回改正を見込んでいるもの）



3. 対応方針（案）

条例対象事業に「太陽電池発電所の設置の工事の事業」及び「太陽電池発電所の変更の工事の事業」を追加するため、規則及び要領の別表第1（対象事業の要件及び規模）を改正する。
なお、対象事業の追加に伴い、軽微な修正の要件及び軽微な変更の要件についても併せて改正を行う。
また、太陽電池発電所の環境影響評価項目については、「快適な生活環境の保全に係る環境要素」の「その他」に「反射光」を含むことを明記するため、技術指針の改正を行う。（配慮指針は、技術指針の表を引用しているため、改正しない。）

(1) 対象事業の規模要件（規則別表第1及び要領別表第1関係）

対象事業の要件及び事業の規模は、以下のとおりとする。

事業の種類	事業の要件	事業の規模
3 発電用電気 工作物の設置 又は変更	(5) 太陽電池発電所の 設置の工事の事業	太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む）の面積（以下「太陽電池発電所等区域面積」という。）が10ha以上であるもの。
	(6) 太陽電池発電所の 変更の工事の事業	太陽電池発電所等区域面積が10ha以上である発電設備の新設を伴うもの。

【設定理由】

対象事業の要件：条例において対象事業は「発電用電気工作物の設置又は変更」としており、既に規定されている火力発電所及び風力発電所の事業の要件の表記と整合を図る。

規模要件の指標：太陽光発電事業は、面的な改変を行うことによる環境影響が大きいと考えられるため、「面積」とする。

なお、国は、法において総出力（kW）で設定しているところだが、地方公共団体の環境影響評価条例において規模要件の指標を面積（ha）とすることを否定するものではなく、法の規模要件と条例の規模要件の指標が異なっても、それが、相互に補完し合い、環境影響評価を実施すべき事案を確実に対象に含められることが期待される、としている。

また、検討にあたっては、現行の規則において面積を規模要件としている事業（資料編 資料1）のほか、千葉県及び他政令市における事例（資料編 資料2）を参考にした。

指標の内容：太陽光発電事業を行う場合、太陽光パネルやパワーコンディショナなどの機器等だけではなく、現場事務所や駐車場、調整池なども設置することが想定され、これら全てで一つの事業を形成することになるため、アセス対象事業の該否の判断は、全体の面積「太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む）の面積」で行うものとする。

事業の規模：現行の規則において面積を規模要件としている事業（資料編 資料1）を考慮しつつ、通常は事業用地に利用できないような林地や傾斜地等の地形の土地に太陽電池発電所が設置される事例があり、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること、また、国や県の規模要件を踏まえ、区域によらず一律で10ha以上とする。

参考：環境影響評価の対象事業（発電所）

種類	法対象事業		県条例対象事業 (基本事業)	市条例対象事業
	第1種事業	第2種事業		
水力発電所	3 万 kW～	2.25 万～3 万 kW	2.25 万～3 万 kW	—
火力発電所	15 万 kW～	11.25 万～15 万 kW	11.25 万～15 万 kW	11.25 万～15 万 kW
地熱発電所	1 万 kW～	7,500 kW～1 万 kW	—	—
原子力発電所	全て	—	—	—
風力発電所	1 万 kW～	7,500 kW～1 万 kW	7,500 kW～1 万 kW	7,500 kW～1 万 kW
太陽光発電所	4 万 kW～	3 万～4 万 kW	(検討中) 自然公園等区域 10ha 以上 その他の区域 40ha 以上	(今回設定) 10ha 以上

(2) 軽微な修正の要件（規則別表第3関係）

「軽微な修正の要件※」は、以下のとおり改正を行う。（改正箇所は下線部）

事業の種類	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
5 発電用電気 工作物の設置 又は変更	発電所又は発電設備の出力（別表第1の3の項の中欄の（1）から（4）に掲げる事業の要件に該当する対象事業に限る。）	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	太陽電池発電所等区域面積の位置	新たに区域となる部分の面積が修正前の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	

※ 軽微な修正の要件とは、事業計画概要書の公告後、環境影響評価書の公告が行われるまでの間に事業内容を修正する場合であっても、環境影響評価手続の再実施が不要となる要件である。

【設定理由】

新規追加要件：事業の諸元「太陽電池発電所等区域面積の位置」

本要件については既に規定されている面整備事業の要件を参考に設定した。

修正要件：事業の諸元「発電所又は発電設備の出力」

太陽光発電事業における対象事業要件の指標は「面積」とすることから、事業の諸元「発電所又は発電設備の出力」に係る軽微な修正の要件からは除くこととする。

なお、別表第1の3の項の中欄の（1）から（4）に掲げる事業とは、火力発電所又は風力発電所の事業を示す。

その他：現行規則における事業の諸元「対象事業実施区域の位置」は、法対象事業の要件を参考とし、太陽光発電事業にも適用することとする。（修正等を行わず、現行の規定のままとする。）

(3) 軽微な変更の要件（規則別表第4関係）

「軽微な変更の要件※」は、以下のとおり改正を行う。（改正箇所は下線部）

事業の種類	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
5 発電用電気 工作物の設置 又は変更	発電所又は発電設備の出力（別表第1の3の項の中欄の（1）から（4）に掲げる事業の要件に該当する対象事業に限る。）	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	太陽電池発電所等区域面積の位置	新たに区域となる部分の面積が変更前の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。

※ 軽微な変更の要件とは、環境影響評価書の公告後、事業着手までの間に事業内容を変更する場合であっても、環境影響評価手続の再実施が不要となる要件である。

【設定理由】

（2）軽微な修正の要件と同様に、新規追加要件を事業の諸元「太陽電池発電所等区域面積の位置」とし、修正要件を事業の諸元「発電所又は発電設備の出力」とする。

(4) 技術指針

太陽光発電に係る環境要素「反射光」に対応するため、環境影響評価の項目を選定する際に検討すべき表2の改正を行う。

○ 表2 環境影響評価の対象とする環境要素

大区分	中区分	小区分	細目	予測・評価する影響の内容
快適な生活環境の 保全に係る環境要素	その他			その他快適な生活環境の保全に係る影響（反射光等）

【設定理由】

太陽光発電事業に係る特有の環境影響は以下のとおり。

【特有の環境影響】

- ・ パワーコンディショナからの騒音
- ・ 太陽光パネルからの反射光（近隣の住環境、景観、飛来する生物等の生態系への影響）
- ・ 太陽光パネルの撤去・廃棄

出典：「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について（答申）」（2019年4月、中央環境審議会）

騒音：騒音については、既に技術指針に盛り込まれており、環境影響評価は可能であることから改正しない。（資料編 資料3を参照）

反射光：反射光のうち近隣の住環境については、現行の技術指針に盛り込まれていないため対応が必要だが、本市の技術指針は全事業に共通の項目を規定しており、個別の事業に特有の項目については、必要に応じて対象項目とできるよう「その他」を設けていることから、太陽光発電事業者が反射光の環境影響評価が必要だと認知できるよう、大区分「快適な生活環境の保全に係る環境要素」の「その他」の欄に記載する。（資料編 資料4の赤色点線枠部分を参照）
なお、景観への影響については中区分の「景観」で、飛来する生物等の生態系への影響については中区分の「動物」で、それぞれ工作物の存在に伴って発生する影響を予測・評価することとなっているため、これら2項目については改正しない。

廃棄物：廃棄物については、既に技術指針に盛り込まれており、事業終了時に発生する廃棄物も環境影響評価の対象に含まれることから改正しない。（技術指針「表5 項目別の予測・評価の手法」の「廃棄物等」に記載あり）

その他：環境影響評価は、上記の「特有の環境影響」に挙げた環境要素に限定するものではない。既に規定している環境要素のうち、当該事業の特性や地域の特性を踏まえ、影響を受けることが予想される項目については、環境影響評価の対象とする。

資料編

資料 1：千葉市環境影響評価条例対象事業のうち面整備事業等の規模要件

事業の種類	規模要件		
4 廃棄物最終処分場	埋立処分場所面積	4ha(特定区域を含む場合は 2ha)以上	
5 公有水面その他の水面の埋立又は干拓	埋立又は干拓の面積	40ha 以上	
6 土地区画整理事業	施行区域の面積	市街化区域内:50ha 以上 市街化調整区域を含む場合:20ha 以上 特定区域を含む場合:10ha 以上	
7 新住宅市街地開発事業			
8 工業団地造成事業			
9 新都市基盤整備事業			
10 流通団地造成事業	開発区域の面積		
11 宅地開発事業			
12 レクリエーション施設用地造成事業			
17 土石の採取	採取場区域面積	30ha 以上	但し、以下の場合 10ha 以上 ・特定区域が含まれる場合 ・自然公園 ・地域森林計画対象民有林
18 土砂等の埋立等	埋立面積	40ha 以上	

※ 特定区域とは、首都圏近郊緑地保全法に定める近郊緑地保全区域の区域をいう。

資料 2：千葉県及び他政令市における太陽光発電事業に係る指標の例

指標	自治体名
敷地面積	仙台市
施行区域の面積	さいたま市
敷地面積 または 森林伐採面積	静岡市、浜松市
敷地面積のうち自然の改変を伴う部分の面積 または 緑地の保全区域等の部分の面積	神戸市
土地の形状変更等の面積	岡山市
設置に係る区域の面積	北九州市
出力	川崎市、相模原市、名古屋市
太陽電池発電施設（太陽電池パネル等）の水平投影面積	千葉県（検討中※）

※ 千葉県については、令和 2 年 2 月 21 日の千葉県環境影響評価委員会で示された案であるため、確定した内容ではない。

資料３：技術指針 表２ 環境影響の対象とする環境要素

大区分	中区分	小区分	細目	予測・評価する影響の内容
環境の自然的構成要素の良好な保持に係る環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素	自動車の走行、重機の稼働、施設の稼働等に伴う大気中の二酸化窒素濃度の変化による影響
			二酸化硫黄	施設の稼働等に伴う大気中の二酸化硫黄濃度の変化による影響
			浮遊粒子状物質・ばいじん	自動車の走行、施設の稼働等に伴う大気中の浮遊粒子状物質・ばいじん濃度の変化による影響
			粉じん	自動車の走行、重機の稼働、土地の造成面の存在、施設の稼働等に伴う大気中の粉じん濃度の変化による影響
			揮発性有機化合物	自動車の走行、重機の稼働、施設の稼働等に伴う大気中の揮発性有機化合物濃度の変化による影響
			有害物質	施設の稼働等に伴い大気中に排出される有害物質の濃度変化による影響 また、工事又は供用時の有害物質の使用、保管、処分等に際しての事故等による大気中への排出の可能性及びこれに対する対応措置 有害物質とは、環境基準設定項目、大気汚染防止法等による規制物質、その他科学的知見等により人間又は自然環境に対する影響があるとされる物質のうち、当該事業により使用、保管、処分、排出等が想定されるもの
		悪臭	臭気指数	工事又は施設の稼働に際しての物質の燃焼、合成、分解、その他に伴う臭気指数の変化による影響
			臭気排出強度	工事又は施設の稼働に際しての物質の燃焼、合成、分解、その他に伴う臭気排出強度の変化による影響
		騒音	総合騒音	工事、自動車の走行、鉄道又は飛行機の運行、施設の稼働等に伴って発生する騒音が複合された場合の影響
			特定騒音	工事、自動車の走行、鉄道又は飛行機の運行、施設の稼働等に伴って発生する騒音による影響 それぞれの発生源の特性に応じた適切な手法により個別にとらえる
		振動	振動	工事、自動車の走行、鉄道の運行、施設の稼働に伴って発生する振動による影響
		低周波音	低周波音	工事、自動車の走行、施設の稼働に伴って発生する低周波音による影響
		その他		その他大気環境に係る影響
	水環境	水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	施設の稼働、土地及び施設の利用、水の貯留等に伴う水の汚れ（河川においてはBOD（生物化学的酸素要求量）、海域・湖沼においてはCOD（化学的酸素要求量））の変化による影響
			浮遊物質	土地造成その他の工事、施設の稼働、水の貯留等に伴う水の濁り（浮遊物質）の変化による影響

大区分	中区分	小区分	細目	予測・評価する影響の内容
			窒素・磷	施設の稼働、土地及び施設の利用等に伴う排水が閉鎖性水域等に排水される場合、水の貯留等が行われる場合、汚水の処理施設を設置する場合等における、全窒素、全磷を指標とした富栄養化による影響
			水温	施設の稼働等による排水等に伴う水温の変化による影響
			塩分量（塩素イオン濃度）	施設の稼働、土地及び施設の利用に伴う塩分量（塩素イオン濃度）の変化による農作物等への影響
			その他生活環境項目	水質に係る環境基準の生活環境項目（ただし、上記のものを除く）について、施設の稼働、水の貯留、水域におけるコンクリート工事等に伴い相当程度の変化が想定される場合、これによる影響
			有害物質	施設の稼働に伴い水中に排出される有害物質の濃度変化による影響 また、工事又は供用時の有害物質の使用、保管、処分等に際しての事故等による水中への排出の可能性及びこれに対する対応措置 有害物質とは、環境基準の健康項目、要監視項目、水質汚濁防止法等による規制物質、その他科学的知見等により人間又は自然環境に対する影響があるとされる物質のうち、当該事業により使用、保管、処分、排出等が想定されるもの
		水底の底質	有害物質	工事又は施設の稼働に際して有害物質（底質の処理処分の暫定指針項目その他の有害物質）を閉鎖性水域に排出する場合、有害物質により土壌又は底質が汚染されているおそれがある場所の造成又はしゅんせつを行う場合、有害物質を含むおそれのある土壌により埋立を行う場合等における、底質の有害物質汚染による影響
			有機物質等	工作物の設置に伴う流況の変化により生じる有機物質等の堆積・巻き上げによる影響
		水象	河川流量等	土地の形状の変更（植生の改変含む、以下同様）による透水性の変化、施設の稼働による排水又は取水等に伴う河川の流量、河川及び湖沼の水位の変化による影響
			地下水・湧水	工事、地下構造物の存在、施設の稼働等に伴う地下水又は湧水の揚水、排除、遮断等によって生じる地下水位の変化や湧水量の変化による影響
			海域の流況	埋立等の工事、工作物の存在、流入する河川流量の変化等に伴う潮流、潮汐、波浪等海域の流況の変化による影響
			水辺環境	土地の形状の変更、取水、湛水等に伴う河川、湖沼、海岸の水辺の形態及び自然性の変化等による影響
		その他		その他水環境に係る影響

大区分	中区分	小区分	細目	予測・評価する影響の内容
	地質環境	地形・地質	現況地形	土地の形状の変更に伴う現況地形の変化による影響
			注目すべき地形・地質等	土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる、学術性、希少性等より注目すべき地形・地質・自然現象への影響
			土地の安定性	土地の形状の変更（工事中の一時的な状態を含む）、水象の変化等に伴う斜面崩壊の危険性の変化による影響
		地盤沈下	地盤沈下	工事、地下構造物の存在、施設の稼働等に伴う地下水の揚水、排除、遮断等によって生じる地下水位の低下による地盤沈下による影響 軟弱地盤上の構造物その他の存在による地盤の圧密による影響
		土壌	有害物質	工事又は施設の稼働に際して使用、保管、処分等を行う有害物質（土壌の汚染に係る環境基準項目その他の有害物質）による土壌汚染の可能性及びこれに対する対応措置 また、有害物質を含むおそれのある土地の改変工事、残土の処分等に伴う影響
			表土	土地の形状の変更による、植物の生育基盤としての表土の直接的改変による影響とそれへの対応措置
		地下水質	有害物質	工事又は施設の稼働に際して使用、保管、処分等を行う有害物質（地下水の水質汚濁に係る環境基準項目その他の有害物質）による地下水汚染の可能性及びこれに対する対応措置
		その他		その他地盤環境に係る影響
	その他の環境	日照障害	日照障害	土地の形状の変更、工作物の存在等に伴う日照（日影）の変化による影響
		電波障害	電波障害	工作物の存在、鉄道や航空機の運行等に伴って生じるテレビ電波受信の障害による影響
		その他		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素において、大気環境、水環境及び地盤環境以外のその他の環境に係るその他の影響
生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素	植物		植物相及び注目種	土地の形状の変更、湛水等による陸生の植物相変化の可能性 希少性、学術性、地域住民の生活との関わり等の観点から注目すべき種に対する土地の形状の変更、湛水等による直接的影響。また、土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる生育環境の変化による注目種への影響

大区分	中区分	小区分	細目	予測・評価する影響の内容
			植生及び注目群落	土地の形状の変更、湛水等による植生の変化による影響 自然性、希少性、学術性、地域住民の生活との関わり等の観点から注目すべき群落に対する土地の形状の変更、湛水等による直接的影響。また、土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる生育環境の変化による注目群落への影響
			樹木・樹林	土地の形状の変更による都市内の緑の観点から重要な大径木や樹林、屋敷林等に対する直接的影響 また、土地の形状の変更に伴う周辺地域の緑の量（緑被率）や視覚的な緑の量（緑視率）の変化による影響
	動物		動物相及び注目種	土地の形状の変更、湛水等による陸生の動物相の変化の可能性 希少性、学術性、地域住民の生活との関わり等の観点から注目すべき種に対する土地の形状の変更、湛水等による生息地の直接的改変による影響 また、土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化、工事や施設の稼働・利用による騒音等に伴って生じる生息環境の変化による注目種への影響
			注目すべき生息環境	干潟、湖沼や湿地等、動物群集の生息地として重要な場所に対する土地の形状の変更、湛水等による直接的影響 また、土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化、工事や施設の稼働・利用による騒音等に伴って生じる生息環境の変化による注目すべき生息地（動物群集）への影響
	水生生物		水生生物相及び注目すべき水生生物	土地の形状の変更、水位の変化等による水生の植物相及び動物相の変化の可能性 希少性、学術性、地域住民の生活との関わり等の観点から注目すべき種に対する土地の形状の変更、水位の変化等による直接的影響 また、土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる生育・生息環境の変化による注目すべき水生生物への影響
			注目すべき生育・生息環境	干潟、湖沼や湿地等、水生生物群集の生息地として重要な場所に対する土地の形状の変更、水位の変化等による直接的影響。また、土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化、工事や施設の稼働・利用による濁水等に伴って生じる生育・生息環境の変化による注目すべき生育及び生息地（水生生物群集）への影響

大区分	中区分	小区分	細目	予測・評価する影響の内容
	生態系		地域を特徴づける生態系	当該地域を特徴づける生態系について、土地の形状の変更、湛水、工作物の存在、水象の変化等に伴う生育・生息環境及び生物相互の関係への直接的、間接的影響
	その他			その他生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素に対する影響
快適な生活環境の保全に係る環境要素	景観	景観資源 (自然的景観資源及び文化的歴史的景観資源)		土地の形状の変更（既存工作物の撤去含む）に伴う自然的景観資源及び文化的歴史的景観資源の消失又は改変による影響。土地の形状の変更、工作物の存在、土地又は施設の利用等に伴う自然的景観資源及び文化的歴史的景観資源の周辺の環境変化による影響 自然的景観資源は山、海岸、河川、湖沼、樹林等の自然物、文化的歴史的景観資源は歴史的文化遺産、まちなみ、ランドマークとなる工作物等の土地と一体となった人工物の他、祭り、伝統芸能等の場を含む
			眺望地点 眺望景観	土地の形状の変更、工作物の存在等に伴う不特定多数の人が利用する眺望地点及び眺望景観の変化（景観資源の眺望の阻害含む）による影響
	ふれあい活動の場	ふれあい活動の場		市民の自然とのふれあいの場として日常的及び非日常的に利用されている自然に対する、土地の形状の変更、湛水等による直接的影響 また、工事、施設の存在等による利用への影響
	文化財	指定文化財等		指定文化財又はこれに準じる歴史的資源に対する、土地の形状の変更等による直接的影響 また、工事、施設の存在等による文化財等周辺の雰囲気等への間接影響
		埋蔵文化財		埋蔵文化財包蔵地に対する、土地の形状の変更等による直接的影響
	安全	危険物等		主として施設の稼働において、高圧ガス、危険物を貯蔵し、取り扱うことに伴う安全への影響
	地域分断	地域分断		土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる、地域コミュニティーの一体性又は地域住民の日常的な交通経路への影響
	その他			その他快適な生活環境の保全に係る影響
	廃棄物等	廃棄物		工事中及び施設の供用に伴う廃棄物の発生による影響（発生量の抑制、物質の循環利用）
地球環境保全への貢献に係る環境要素		残土		土地の形状の変更に伴って発生する残土による影響（発生量の抑制、適正処理）
	水利用	水利用		施設の供用に伴う水の使用量（水の使用量抑制、雨水・処理水等の有効利用）
	温室効果ガス等	二酸化炭素		施設の供用に伴う二酸化炭素発生量（発生量抑制）
		フロンガス等		その他の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制措置、熱帯材等の使用削減措置等、地球環境への負荷削減措置
	その他			その他地球環境保全への貢献に係る影響